平成２９年（フ）第３４２号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目９番23―105号
債務者　森下菜穂子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４９号
石川県加賀市中島町１の４番地　グランピア花Ⅱ202号室
債務者　荒谷　正盛
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２１２号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目25番６―307号
債務者　鹿島　久子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
神戸市西区伊川谷町有瀬1481番地の１　ダイヤハイツ有瀬308号、前住所神戸市西区今寺14番地の41
債務者　山本　伸子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住13棟504号
債務者　藤田　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
神戸市西区井吹台西町１丁目５番地　２―405号
債務者　西塚　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
兵庫県明石市北王子町１番28号
債務者　有馬　勝之
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市出石町宵田125番地、住民票上の住所兵庫県豊岡市出石町宵田43番地
債務者　小坂部知子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
兵庫県豊岡市正法寺446番地の31　アーバンヒルズいずみ203号
債務者　仲田　淳也
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
奈良県天理市櫟本町1487番地19
債務者　和泉　　洋
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５９号
広島県呉市焼山東４丁目７番７号
債務者　山城奈緒美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７０号
広島県竹原市竹原町2495番地４
債務者　吉本　忠史
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７１号
広島県竹原市竹原町2495番地４
債務者　吉本　敏江
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５８号
山口県周南市椎木町２番13―１号　ソレアードロジュマンⅡ―202号、前住所山口県周南市慶万町10番Ｅ―401号
債務者　林　　駿基
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１６６号
福岡県小郡市小郡1178番地１　ピア新町203号
債務者　国武美千子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１８３号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番４―506号、前住所神戸市灘区友田町４丁目２番４号　マリンクレール六甲Ⅱ201
債務者　新田　靖江（旧姓関本）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
兵庫県明石市大久保町西島399番地の１　ロイヤル大久保南203号
債務者　川端　正彰
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係